意識の登二四一刀

No. 162

2019, 12, 21

美浜·大飯·高浜原発に反対する大阪の会 (代表)小山 英之大阪市北区西天満4-3-3 星光 M3階 TEL 06-6367-6580 FAX 6367-6581 鞭撻: 00950-6-308171 (美))) ホームページURL http://www.jca.apc.org/mihama <===

頒 価 300円 購読料 年2千円

3,272名で関電を大阪地検に告発 地検は即刻に強制捜査・起訴へ踏み切れ

蒸気発生器細管に深刻な減肉 → 「異物」も特定しない、いい加減な調査は許せない

高浜原発4号の来年2月の原子炉起動を止めよう

白浜町議会の核ゴミ拒否条例に続き、使用済燃料の「中間貯蔵」・乾式貯蔵を拒否しよう

◆大告発団で、関電の原発マネー不正還流を大阪地検に告発

12月13日、3,272名もの大告発団は、関電の原発マネー不正還流について大阪地検に告発した。10月24日の「告発する会」結成後、当初の予想を大幅に上回る告発人が、わずか1か月半の短期間のうちに、全国47都道府県から集まった。関電に対する市民の怒りが結集した。告発状提出後の報告会で代理人弁護士は、今回の告発の本質は、吉田開発(株)等への関電の高値発注から始まる、電気料金を原資としたワイロのサイクル・還流であり、関電がいかにあくどい手を使って原発建設と再稼働を進めてきたかを暴くこと、それを通じて、脱原発を前に推し進めることだと訴えた。そのためには、吉田開発等への発注帳簿の開示、現在は金沢財務局に保管されていると思われる森山元助役の金品贈答リスト、関電幹部と交わした書簡等を開示させなければならない。これらは検察による強制捜査がなければ不可能だ。大阪地検から受理が届くのは来年1月頃で、その後に強制捜査に踏み切るかが決まる(5頁)。

他方、関電が組織した「第三者委員会」は、12月15日に記者会見を開き、事件は奥が深く、報告は越年になると述べ、調査状況については一切明らかにしなかった。岩根社長は「第三者委員会」の報告と同時に辞任すると表明していたが、これも延期となり、新社長の人選も困難になっている。さらに、資金調達の柱である社債の発行ができず、メガバンクからの融資に頼らざるをえなくなり(11月末に3銀行から1,000億円、さらに今後2,000億円の融資予定)、今年度下期の資金調達も見直しが迫られている。

- 1月16日(木) 大阪市へ申入れ(協議) 関電金品受領問題 & 原発再稼働について 14:00 大阪市役所 地下1階会議室 (集合 13:30 市役所ロビー)
- 1月30日(木) 国相手の大飯原発3・4号運転差止裁判 第32回法廷 15:00 大阪地裁201号法廷 終了後に報告・交流会(大阪弁護士会館920号室)

目

▼高浜 4 号の運転再開を止めよう・・p1 ▼関電を大阪地検に告発・・p5 ▼解説:高浜 4 号蒸気発生器細管の減肉・・p6 ▼福島事故再調査:地震で | C破損の可能性・・p8 ▼12/19 福井県申入れの報告・・p9 ▼11/6 滋賀県申入れの報告・・p10 ▼12/10 京都府申入れの報告・・p11 ▼ [投稿] 茨城県にヨウ素剤・ 避難計画で申入れ・・p12 ▼ [紹介] ルポ「孤塁」・・p14 ▼白浜町議会で核ゴミ拒否条例が可決・・16

関電への社会の厳しい批判の目は、後に述べるように、使用済燃料の「中間貯蔵施設」候補 地選び等の原発推進政策全体に、重石となって影響を与えはじめている。

高浜 3・4 号は特重施設(テロ対策等施設)が期限内に間に合わないため、来年(2020 年)夏頃には停止に追い込まれる見込みだ。

大告発団の意思を受け、前代未聞の公益企業の腐敗した不正事件に対し、大阪地検は即刻に強制捜査に踏み切り、関電を告発すべきだ。

◆高浜原発 4 号の蒸気発生器細管の深刻な減肉

「異物は見つかっていないが、損傷原因は異物摩耗だと確信」(原子力規制委の山中委員)

9月18日から定期検査に入った高浜4号では、ECT検査(渦電流探傷検査)の結果、3台ある蒸気発生器(SG)全てから5本の細管に深刻な損傷(減肉)が10月に見つかった(6頁)。減肉は最大で、細管の肉厚約1.3mmの60%にも達し、細管はわずか0.5mmにまで薄くなり、その薄い細管の中を、高温高圧(約320℃、約150気圧)の放射能を含む一次冷却水が流れていたのだ。細管は、二次系との圧力差が約100気圧という過酷な状況にある。薄くなった細管が破断すれば、1991年の美浜2号機事故のように、冷却材喪失という深刻な事故に至る。そのため、蒸気発生器細管は、原子炉冷却材圧力バウンダリーを構成する重要度が最も高いクラス1の機器に指定されている。技術基準18条等では「その破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥があってはならない」と定められており、今回の減肉はこの基準を満たしていない深刻なものだった。関電は法令に基づく報告を11月28日に出し、規制委・規制庁が公開の場で審議することになった。

関電は減肉の原因を「異物」混入によるものとしている。しかし、「異物」を見つけることはできていない。関電の「異物」調査は、SG内の第3管支持板より下をカメラで調査したが、それより上部のカメラ調査は全く行っていない。過去に美浜3号では第3管支持板の上で、玄海1号では第7管支持板の上で異物が確認されているというのに、これらの事実を省みようともしない。

避難計画を案ずる関西連絡会は、自治体申入れや、12月6日の規制庁の公開会合前の4日には規制委員会に要請書を送り、「異物」を見つける徹底調査等を求めてきた。6日の公開会合で規制庁は、第3管支持板より上を調査しないのはなぜか、原因が特定できていないのに対策はとれない等の意見を出していた。

ところが 19 日の第 2 回目の公開会合では、6 日以降なんの調査も行っていない関電の主張をあっさりと認める規制庁の評価書案を了承した。「異物」なき「異物による原因推定説」の対策は、「作業前には作業服を着替える」「靴カバーをつける」「ウエスは新品を使用する」等。これが超危険な原発の安全対策だ。19 日の公開会合で山中規制委員は「異物は見つかっていないが、損傷原因は異物摩耗だという確信が持てました」とまで述べている。12 月 25 日の規制委員会定例会合で、この評価書案を了承するものと思われる。関電はその後、5 本の細管に栓をする工事に取り掛かり、来年(2020 年)2 月に高浜 4 号の原子炉を起動させようとしている。19 日の福井県申入れでは、県は関電に対して、「第 3 管支持板より上を調査しないのか」と問うたが「検査が難しい」と言われ、関電の推測を追認してしまっている。

「異物」混入による細管損傷は、高浜原発3号機でも昨年起きていた。この時も関電は「異物」を見つけることなく、運転を再開した。この高浜3号は、来年1月上旬に定期検査に入る。そこでまた「異物」による損傷が見つかるのではないか、規制庁には一末の不安もある。19日の公開会合では、二人の規制庁担当者が「仮に、高浜3号で異物による損傷が発生したら」と発言している。しかし「その場合は対策を見直す必要がある」とするだけで、幕を引こうとしている。

「異物」の特定も、「異物」が入り込んだルートも解明されていない。なぜ高浜原発で「異物」混入が続いているのか。「異物」という物的証拠も特定せず、限定的で不十分な調査のまま、「推定」だけで済ませようとしている。

来年から導入を狙っている検査制度の改悪では、検査は基本的に電力会社に任せ、最長 24 か月の連続運転(現在は 13 か月)を可能にしようとしている。長期連続運転では、今回の減肉は貫通して細管破断にいたる危険性もある。

このような関電と規制委・規制庁のいい加減な調査と評価の事実を広く知らせていこう。「異物」調査を徹底するよう求めていこう。来年の1月初めに始まる高浜3号の定検結果にも注目しよう。滋賀県や京都府は「異物は特定されなければならない」「原因は徹底して究明されなければならない」と申入れで答えている (10、11 頁)。自治体にもこれらを伝え、原因が明らかになるまでは、高浜原発4号の再開を認めないよう働きかけを強めていこう。

◆白浜町議会が核のゴミを拒否する条例を全会一致で可決

高浜 4 号の第 2 回目の公開会合の前日、12 月 18 日に白浜町議会で、核のゴミの受け入れを拒否する条例が全会一致で可決された。翌 19 日に交付され施行された。これによって、使用済燃料の「中間貯蔵施設」の設置は拒否された。さらに、高レベル廃棄物や大飯 1・2 号等の廃炉に伴って出てくる放射性廃棄物の受け入れも拒否されたことになる。可決された「白浜町安心・安全なまちづくり推進条例」は、町民と観光旅行者等が安全に暮らせる社会を実現することを目的としている。この目的のために「放射性物質(原子力発電所など原子力関連施設の核燃料並びにこれから生ずる使用済み核燃料及び放射性廃棄物をいう。)の町内への持ち込み、及びこれらを貯蔵又は処分する施設を町内に建設すること」を拒否すると宣言している。

条例制定は、白浜町と和歌山県内の長きにわたる運動の力によって勝ち取られた。避難計画を 案ずる関西連絡会も昨年4月に、全国から200の団体賛同を得て、町長に反対を申し入れ、地元 と連携して取り組みを進めてきた(16頁)。

関電は昨年 12 月末に、2020 年を念頭に、福井県外で「中間貯蔵施設」の候補地を確定すると福井県知事に約束した(2018 年末までと当初は約束したが、それが果たせなかったため、2020年までにと再度期限を示した)。白浜町の条例は、関電に痛打を与えている。原発マネー不正還流事件によってなおさら、県外の他の自治体が受け入れる可能性は低くなるだろう。また、原発の敷地内に乾式貯蔵施設を建設し、使用済燃料を保管する案もある。しかし、関電事件によって、渦中の高浜町長による積極発言は影を潜めている。原発の稼働を止めるため、敷地内での乾式貯蔵にも反対していこう。

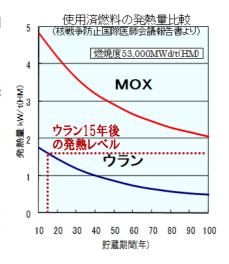
◆一層やっかいな使用済MOX燃料が取り出される。プルサーマルを止めよう

高浜 3 号と伊方 3 号では、来年 1 月の定期検査で、初めて使用済MO X 燃料が取り出される。 高浜 3 号は、2010 年 12 月に初めて MOX 燃料を装荷し、現在 28 体のMO X 燃料でプルサーマ ル運転を続けている。最初に装荷した 8 体が、来年 1 月上旬の定検で取り出される予定だ(高浜 4 号では、2021 年の定検で 4 体が取り出される予定)。使用済MO X 燃料は六ヶ所再処理工場で は再処理できず、第二再処理工場の目途も立っていない。原発の使用済燃料プールで長期間保管 するしか方策はなく、地元は核のゴミの半永久的なゴミ捨て場となってしまう。

この使用済MOX燃料について、乾式貯蔵推進の規制委員会の更田委員長は、12月18日の記

者会見で「当面、燃料プールでの冷却が続くだろう。冷却期間や乾式での取り扱いについて、極めて大きな違いはない」として、使用済MOX燃料も乾式貯蔵が可能だと発言している。

しかし、使用済MOX燃料は通常の使用済ウラン燃料より発熱量が高いため、それと同等の発熱量に下がるまでに長期間を要する。使用済ウラン燃料を乾式貯蔵のキャスクに移すためにはプールで約15年間冷却する必要がある。他方、使用済MOX燃料の場合は、これと同等の発熱量になるのに100年以上もかかる(図参照)。6月21日の政府交渉では、エネ庁担当者は「ウランと同じぐらいになるには300年以上かかるというのは事実」とまで発言している。



更田委員長は、何を根拠にウランと同様に乾式貯蔵が可能だと言っているのか、何十年、何百年プールに保管すれば可能だというのか、具体的根拠も示すことなく無責任極まりない。プルサーマルを推進するために、住民を愚弄している。

一層厄介な核のゴミである使用済MOX燃料をこれ以上生み出してはならない。プルサーマル 反対と乾式貯蔵反対の声を結び付けていこう。白浜町の反対運動のように、地元を核のゴミ捨て 場にしてはならない、これ以上核のゴミはいらないという多くの住民の思いに根ざして、運動を 進めていこう。

◆UPZ自治体にも再稼働の同意権を認めさせ、老朽原発の再稼働を止めよう

関電の腐りきった原発マネー還流事件は、福井県議会にも新たな風を吹き込んでいる。12 月議会で二人の議員から、県外のUPZ(30km 圏内)自治体にも、原発の再稼働に関する同意権(事前了解の権限)を認めるべきだと質問が続いた。「原発産業によって恩恵を受けている住民も多く、立地地域とすれば、原発再稼働に対して、命を守る安全性を基準とした判断がしにくいのではないでしょうか」(12 月 6 日野田哲生議員、民主・みらい)。「『地元自治体は福井県だけだ』という頑なな状況は、電力会社と福井県のずぶずぶな関係を強く想起させます。・・近隣地域も『いざというとき影響のある地元自治体として認めるべきだ』と、福井から発信すべきではないでしょうか」(12 月 9 日細川かをり議員、無所属)。知事の答弁は「福井県は国の原子力政策に50 年間協力してきた。歴史が違う。リスク対応にも備えなければならない」と、これまでと同じものだ。しかし立地県の議会で、このような質問がなされ議論が始まったことは、新しい状況の始まりを示している。福井と関西の連携を一層強めていこう。

私たちは、京都府、滋賀県等への申入れで、同意権を得るように再三求めてきた。両府県とも求めてはいるが、「福井県とは歴史が違う」との理由で関電が拒否し続けている。また、関電と福井県は、県内UPZ(小浜市や若狭町等)にも同意権を認めていない。5km 圏内の高浜町やおおい町と福井県が同意権を握り、安全協定に格差をつけてきた。これもまた原発推進のためであり、「黒い歴史」を生み出す土壌ともなっている。

関電は来年には 40 年越えの老朽原発の再稼働を狙っている (工事終了予定は高浜 1 号: 来年 5 月、美浜 3 号: 同 7 月、高浜 2 号: 再来年 1 月)。再稼働にあたっては、地元了解が必要になる。福井県内・京都府・滋賀県・岐阜県等のUP Z 自治体に同意権を認めさせ、再稼働反対の市民の声を反映させ、老朽原発の再稼働を止めていこう。